

富士見市一般職の職員の給与に関する条例及び富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

I 制定趣旨

令和2年人事院勧告等に伴い、条例を改正するもの
○期末手当の支給月数（割合）を0.05月分引き下げる。

II 条例の構成と内容

1 第1条関係及び第2条関係

○富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正
⇒ 期末手当の支給月数（割合）の変更及び支給月数（割合）の均等化

区分		6月期	12月期	合計月数	内容	
令和2年度	一般の職員	期末手当	1.30月 (支給済み)	<u>1.25月</u> (現行1.30月)	<u>2.55月</u> (現行2.60月)	期末手当の支給月数（割合）の変更 (第1条関係)
		勤勉手当	0.95月 (支給済み)	0.95月 (改定なし)	1.90月	
令和3年度から	一般の職員	期末手当	<u>1.275月</u>	<u>1.275月</u>	<u>2.55月</u>	期末手当の支給月数（割合）の均等化 (第2条関係)
		勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月	

2 第3条関係及び第4条関係

○富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
⇒ 一般の職員の期末手当の支給月数（割合）の変更に伴い、特定任期付職員においても同様の改正を順次行う。

区分		6月期	12月期	合計月数	内容	
令和2年度	特定任期付職員	期末手当	1.70月	<u>1.65月</u> (現行1.70月)	<u>3.35月</u> (現行3.40月)	期末手当の支給月数（割合）の変更 (第3条関係)
令和3年度から		期末手当	<u>1.675月</u>	<u>1.675月</u>	<u>3.35月</u>	支給月数（割合）の均等化 (第4条関係)

※ 特定任期付職員（高度の専門的知識経験等を有する者。弁護士や公認会計士等）は、現在採用していません。

III 施行日関係

- 1 第1条関係 令和2年12月1日
第2条関係 令和3年4月1日
2 第3条関係 令和2年12月1日
第4条関係 令和3年4月1日

富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号）及び富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年条例第4号）新旧対照表

第1条関係 富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(期末手当) 第16条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第16条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

第2条関係 富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(期末手当) 第16条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第16条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

第3条関係 富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条第2項の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条第2項の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>

第4条関係 富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条第2項の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条第2項の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>